

令和8年三重県議会定例会

予算に関する補助金等に係る資料
(追加提案・その6)

令和8年6月

- 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例（平成15年三重県条例第31号）第5条の規定により提出します。
- この資料は、予算を議会に提出する場合において、一の事務事業につき一の補助事業者等に対し1,000万円以上の補助金等を交付することが見込まれるものについて、補助事業者等ごとに記載されています。（法令により補助事業等に係る費用の全部又は一部について県が負担しなければならないものを除きます。）
- 番号欄は、部の通し番号となっています。

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:地域連携・交通部)

(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額(予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
38	三重県交通事業者燃料価格高騰等対策支援補助金	伊勢湾フェリー株式会社 鳥羽市鳥羽3丁目1484番地111	11,461 (R8.7)	燃料価格高騰に直面している交通事業者に対し、燃料費高騰分の一部を支援する。	(目的・理由) 交通事業者を支援することにより、地域公共交通の安定的な運行体制の確保を図る。 (根拠) 地域連携・交通部関係補助金等交付要綱	シビルミニマム地域住民にとって必要不可欠な生活交通ネットワークの維持・確保を図るものであることから公益性を有する。	交通政策課	総務費	地域振興費	交通政策費	生活交通活性化促進事業費
39	貨物自動車運送事業者燃料高騰対策補助金	一般社団法人三重県トラック協会 津市栄町1丁目941	114,211 (R8.7)	燃料価格高騰の影響を直接受ける貨物自動車運送事業者の事業の維持を図るため、燃料費高騰分の一部を支援する。	(目的・理由) 貨物自動車運送事業者を支援することにより、社会インフラとして重要な運送事業の維持及び確保を図る。 (根拠) 地域連携・交通部関係補助金等交付要綱	市場の不完全経営基盤の脆弱な中小企業等に対して支援を行い自律的發展を促すことは、社会インフラとして重要な県内の運送事業者の事業の維持及び確保につながるため、県が支援を行うことは妥当であり、公益性を有する。	広域交通・リニア推進課	同上	同上	同上	運輸事業関係費

予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部) (単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
47	信用保証協会保証料軽減補助金	三重県信用保証協会 津市桜橋3丁目399番地	39,000 (R9.3)	三重県中小企業融資制度に係る保証料の軽減に要する経費を補助する。	(目的・理由) 三重県中小企業融資制度利用者の保証料の軽減を図る。 (根拠) 雇用経済部関係補助金等交付要綱	市場の不完全 信用力が弱いため、民間金融機関の融資だけでは資金供給が充分でない中小・小規模企業等に対し、県が信用保証協会と連携し、資金調達を補完的に支援することは妥当であり、公益性を有する。	中小企業・サービス産業振興課	商工費	商工業費	商工業振興費	経営基盤確立事業費